

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 3 条
処 分 の 概 要：質物等の差止め
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 質屋が所持している物品が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合に、その物品の保管を命ずる。 なお、質屋営業法第 2 3 条の「相当な理由がある場合」とは、被害届、遺失届等に記載された物品又は遺失物と同一のものである可能性がある場合、当該質物を持ち込んだ者が同種物品に係る窃盗その他財産に対する罪の被疑者である場合、当該質物の品目や価格、当該質屋の営業実態等から判断すれば当該質物が正当な取引過程を経たものとは考えられない場合等である。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：